# つくば市入札監視委員会

## 令和元年度第2回会議 審議概要

| 開催日時         | 令和2年(2020年)1月27日(月) 14:00~     |                           |  |       |
|--------------|--------------------------------|---------------------------|--|-------|
| 及び場所         | つくば市役所 本庁舎2階 防災会議室2・3          |                           |  |       |
| 出席委員         | <sub>委員長</sub> 村 佐 中 星 谷 日 野 貝 | 正子<br>裕光<br>正美<br>豊<br>一雄 | (大学院教授) (司法書士·行政書士) (税理士) (大学准教授) (元地方公務員) |       |
|              |                                |                           |  | (敬称略) |
| 審議対象期間       | 2019年4月1日 ~ 2019年9月30日         |                           |  |       |
| 審議案件総数       | 7件                             |                           |  |       |
| 建設工事         | 3件                             | (一般競争:2件、随意契約:1件)         |  |       |
| 測量・建設コンサルタント | 2件 (一般競争:2件)                   |                           |  |       |
| 業務·物品等調達     | 2件 (一般競争:2件)                   |                           |  |       |
| 委員からの        | 意見・質問                          |                           | 回 答  |       |
| 質問•意見、       |                                |                           |  |       |
| それに対する       | 別紙のとお                          | 30                        | 別紙のとおり                                     |       |
| 回答等          |                                |                           |  |       |
| 委員会による       | 特になし                           |                           |  |       |
| 建議 の 内容      |                                |                           |  |       |
|              |                                |                           |  |       |
| その他          | 委員の任                           | 期は2年である                   | るため、本年5月末で満了となる。                           |       |

| 【事案1】31市水新設第60号酒丸地区配水管布設工事           |                  |  |  |
|--------------------------------------|------------------|--|--|
|                                      |                  | 《条件付き一般競争入札》 電子入札  |  |
| 開札日                                  | 令和元年(2019年)7月1   | 18日  |  |
| 主管課                                  | 生活環境部 水道工務       | 課  |  |
| 種別                                   | 土木一式             |  |  |
| 入札者数                                 | 17者(参加申請:18者)    |  |  |
| 予定価格                                 | 97,190,000円(税抜き) |  |  |
| 落札額                                  | 75,588,000円(税抜き) |  |  |
| 落札率                                  | 77.77%           |  |  |
| 質問・                                  | .2. / _          | 回答・説明  |  |
| 一番高い入札価格と比へ<br>低いが、どの点で価格が扣          |                  | 聞き取りによると常に取引きのある会社から砕石<br>や砂など、大分安く仕入れられるとのこと。<br>また、見積書を見ると布設工事や舗装の部分で努<br>力した経緯は残っている。   |  |
| 入札価格にばらつきがあ<br>な点から生じているのか。          | るが、この差はどのよう      | 水道管の材料について、仕入れ値が事業者に<br>よって異なってくると聞いている。   |  |
| 材料を安く仕入れられるのもっと低くすることができたの           |                  | 積算は厚生労働省発行の水道実務必携や茨城<br>県土木部の積算基準、労務単価等を使用して積<br>算しているため、積算に問題はない。   |  |
| 入札参加資格要件として<br>工事事業者であることを付          |                  | 本工事は各家庭への給水管の引き込みが予想され、各家庭への引き込みについては指定工事事業者でないと行えないことになっているため、資格要件とした。  |  |
| 入札参加資格要件として<br>上であることとあるが、どの<br>るのか。 |                  | つくば市入札制度運用方針において、予定価格<br>の範囲に応じて格付基準点を定めている。   |  |
| 低入札価格調査について                          | て具体的に伺いたい。       | 応札金額が低入札価格調査基準価格を下回った場合、まず予備調査を行い、提出された内訳書の各諸費目について数値的判断基準を下回っていないかを確認している。予備調査で問題がなければ本調査に入り、事業者から提出された低入札価格調査書類を基に聞き取り調査を実施し、材料単価や労務関係等をヒアリングし契約しても問題がないか判断している。 |  |

低入札価格調査票において、安全対策の計画について設計で計上している安全費は計上されており、追加の安全費も検討しているとあるが、事業者の見積金額を確認すると、安全対策費は設計金額よりも少なくなっている。これは金額ではなく内容を見ての判断なのか。

交通整理員のクラスや人数は設計と同じ条件だが、県で定めた単価よりも低い単価で人員を確保できるため、金額は低くなっている。

また、もし工期が延長された場合においても交通整理員の派遣は可能であることを確認しているとのことであったため、追加の安全費も検討しているという表現を用いた。

例え低い価格で入札しても、低入札価格調査に おいては事業者の自助努力と解釈されてしまうの であれば、調査そのものが単なる儀式と化している のではないか。

以前は失格基準価格を設けていない時期があり、落札率が50%ということもあったが、今は失格基準価格を設けてそういうものを防止している。 また、昨年4月から予備調査を実施しており数値的判断基準を下回った場合は無効としている。

予備調査において、数値的判断基準に合わせて 諸費目の調整はできてしまうと考える。このような対 策はなされてしまうという理解なのか。

今後の防止策として適正な利潤を確保した上で の入札とするため、失格基準価格の引き上げ見直 しや、予備調査の数値的判断基準の見直し等を 行っていきたい。

また、昨年4月から低入札価格調査基準価格を下回った場合は、現場代理人と主任技術者又は監理技術者の兼務を認めないことや、前払い金を2割までに制限するなどなるべく適正な利潤を確保した価格での入札が図れるよう防止対策を行っている。

低入札調査を行った工事についてはその後適宜 チェックを行うなどの体制になっているのか。

2500万以上の工事は中間検査を必ず1回以上行うことになっている。それに加え調査を行った工事については、現場代理人と技術者を兼務させないことで品質を確保し、また発注担当課で段階確認等を増やすなどを行っている。

#### 《評価》

| 【事案2】31市起道維第5号大砂地区道路改良舗装工事                                       |                             |   |  |
|--|-----------------------------|---|--|
| 《特別簡易型総合評価方式による一般競争入札》電子入札                                       |                             |   |  |
| 開札日  | 令和元年(2019年)8月;              | 30日   |  |
| 主管課  | 建設部 道路管理課                   |   |  |
| 種別   | 土木一式                        |   |  |
| 入札者数   | 22者 (参加申請:28者)              |   |  |
| 予定価格   | 23,170,000円(税抜き)            |   |  |
| 落 札 額  | 18,360,000円(税抜き)            |   |  |
| 落札 率   | 79.24%                      |   |  |
| 質問・  | 意見                          | 回答・説明   |  |
| 総合評価方式を採用する  | る基準はあるのか。                   | 平成20年に特別簡易型総合評価方式の試行要領を制定し、数件実施した。平成23年に震災、平成24年に竜巻災害が発生した以後実施していなかったが、平成30年度から再度試行的に実施しているところである。現在は様々な業種や価格帯を選択して、どういうものが適しているのか見極めている状態である。担当課には年度内に工事が完了するスケジュールの案件を抽出してもらっている。 |  |
| 入札価格が低いと評価値<br>受けるが、どういう仕組みに                                     |                             | 除算方式を採用しており、標準点に加算点を加えた技術評価点を入札価格で割り整数に戻したものが評価値である。価格を含め総合的に評価する仕組みである。  |  |
| 予定価格が約2000万円の<br>万円の差のようだが、加算<br>大で200万円の差と考える。<br>楽だという考えもあると思う | 点が10点であるため、最<br>と、価格を抑えたほうが | 加算点を10点とすると、1点当たりは予定価格の約1%で、例えば予定価格が1億円だと1点あたり約100万円のため、点数の開きによっては何百万という差が出る。今回は予定価格が2000万円程度の安いものであるから、点数による価格差はあまり開かないという検証が出たので、今後総合評価はいくら以上の案件が適しているのかというところも含めて検討していきたい。       |  |
| 無効となっている事業者だ<br>あるのか。  | が2者あるが、評価値は                 | 評価値はある。いずれも落札者よりも高い評価値であったが、一者は落札制限により無効となり、もう一者は低入札価格調査の予備調査の数値的判断基準に該当したため無効となっている。   |  |
| 低入札価格調査は、調査<br>ての事業者に対し行うのか                                      |                             | 落札候補者の入札価格が調査基準価格を下<br>回っていた場合、落札候補者のみ低入札価格調<br>査を行う。   |  |

低入札価格調査の予備調査の数値的判断基準 を事業者はあらかじめ知っているものなのか。

低入札価格調査実施要領を市ホームページにて 公表しているため、事業者は目安として知ってい

総合評価方式の評価点のつけ方が本当に透明 性が高いのであれば、全案件に採用すべきではな いかと思う。最低制限価格の算出に用いるランダム 係数は事業者の努力を無駄にする。本当は1円で も安いところで良いはずなのにわざわざランダム係 数で額を引き上げるというのは矛盾を感じている。

今後の市の方向性として、総合評価方式を拡充 していく予定である。ただし、総合評価方式では1 案件ごとに学識者2名の意見をその都度聴取しな ければならず、また、事業者が事前に提出した資 料を全者分審査して評価点を付けなければならな いため、事務量が相当増大することや、発注から契 約までに至る期間が通常の一般競争入札よりも長 くかかるというデメリットもあるため、いろいろ検討し 案件を選定したうえで件数を増やしていきたいと考 えている。

今回の工事は、直接工事費ではほとんど差は生 を抑えるような種類の工事なのか。

そうである。手持ちの仮設資材を使用したり、また じず共通仮設費、現場管理費、一般管理費で価格 |今回の落札者は工事現場まで近いこともありそのよ うな点で価格を抑えることができたとのことである。

#### 《評価》

| 【事案3】31国補二の宮幼稚園トイレ改修工事  |   |  |  |
|---|---|--|--|
|   |   | 《随意契約》   |  |
| 見積期日  | 令和元年(2019年)7月                           | 16日  |  |
| 主管課   | 建設部 公共施設整備                              | 課  |  |
| 種別  | 建築一式                                    |  |  |
| 見積者数  | 6者                                      |  |  |
| 予定価格  | 22,230,000円(税抜き)                        |  |  |
| 見積金額  | 20,400,000円(税抜き)                        |  |  |
| 比率  | 91.77%                                  |  |  |
| 質問・   | · - · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 回答・説明  |  |
| 辞退者が多く、入札が不   | ぶ調になった理由は。                              | 幼稚園や学校においては夏休み期間中に集中して工事を行うことを前提としており、これはつくば市以外の自治体でもそうであることから同時期に発注が集中したため、辞退者が多くなったと考える。 |  |
| 今回6者を選定している<br>絞っているのか。<br>また、早急な対応が可能と<br>体的にはどのような要件を<br>か。 |   | 全体は31者である。<br>要件としては施工実績を考慮している。あとは谷田部地区での案件であるため、谷田部地区の事業者という地域性も考慮した。                    |  |
| 夏休み期間中に集中的<br>1者の事業者が何か所もま<br>無理ということか。                       |   | 期間が限定されているため複数か所を請け負うことは難しいところがあると思う。  |  |
| 者とも見積もりを出してきて   |   | 時期が限定される工事であるため技術者の確保<br>が難しいが、聞き取りを行ったところ人材が確保で<br>きたという事業者もいた。                           |  |
| 同様のトイレ改修工事は<br>か。   | あと何年くらいかかるの                             | 年次計画により改修を行っており、学校、幼稚園、保育所を全て完了するにはあと数年かかる。  |  |

工事の性質からして一般競争入札で運営してい くこと自体がある程度難しい案件であると感じた。 いうことで運用しているが、入札制度に関してはこ今回はどちらかというとユーザーの利益のために限れが正しいというものはないため、今後の検討課題 られた期間に工事を発注せざるを得ないという特 別な事情があるように思うため、随意契約なりに入 札と同程度に透明性が保てるような基準を確立し、 合理的に制度を運用すべきではないかと思う。

市では議会の決議を受けて全面一般競争入札と とさせていただきたい。

#### 《評価》

この事案の契約手続きは、適正に行われたものとする。

| 【事案4】31-2都市計画道路整備プログラム策定支援業務委託  |   |  |
|---|---|--|
|   |   | 《条件付き一般競争入札》 電子入札  |
| 開札日   | 令和元年(2019年)6月2  | 21日  |
| 主管課   | 建設部 道路計画課   |  |
| 種別  | 土木関係コンサルタント   |  |
| 入札者数  | 7者(参加申請:7者)   |  |
| 予定価格  | 26,460,000円(税抜き)  |  |
| 落札額   | 21,397,000円(税抜き)  |  |
| 落札率   | 80.87%  |  |
| 質問・   | 意 見   | 回答・説明  |
| 今回のような都市計画道:<br>定は初めてなのか。   | 路整備プログラムの策  | つくば市合併後、平成5年3月につくば市市街地整備基本計画を策定しており、その中の市街地整備プログラムにおいて同様な策定業務を行っている。ただし、これは合併後の都市計画道路についてまとめたものであり、平成11年に市内の区画整理事業に基づき市道の23路線が新たに都市計画決定されており、それ以降では初めてである。 |
| 過去10年以内に同様な第<br>う条件に該当する事業者が<br>たが、例えばつくば市発注<br>を受注した事業者は何者い                | 344者いると説明があっ<br>の交通量推計調査業務                              | つくば市発注での実績を有した事業者はいな<br>い。   |
| 業務内容として交通事情するとなっているが、市内のを把握している、もしくは同を把握している事業者でないがラムができるのかなと疑問を総合評価になじむのでは | )道路事情や交通事情<br>規模の市の交通事情を<br>と、つくば市に合うプロ<br>別に思う。こういう事案こ | 都市計画道路整備プログラム策定は国の補助事業であり、県内でも行っているところが少なく情報等も少なかったため、茨城県内営業所を入札参加資格要件の一つとして設定し、一般競争入札により行った。  |
| 今回の業務は大半が人作いかに安く雇えるかという部な技術者を雇うよう入札参え後どのような工夫をされるの                          | の分があると思うが、有能加資格の要件設定は今                                  | 実際のところ、実績を注視することが一番適して<br>いると考える。  |

コンサルティングの結果がきちんと道路行政や交 通渋滞解消などの改善に寄与しているのかという 検証は、今後別の次元で行う必要があるような気も する。

公的機関においては実績等でしか判断のしようがないため、事業者としては実績を作ることに営業努力が向いてしまう。実績を別の形で評価する方法はないのか。

委託業務についてはプロポーザル方式も採用しており、事業者の企画立案、プレゼンを行った上で総合的に評価するものである。ただし、この案件がプロポーザル方式によることが適しているかや評価項目としてどのような項目を設けるかなどの検討が必要であると考える。

業務内容で渋滞対策と合わせて優先順位の決 定とあるが、具体的にどこから整備すべきだという 順位も報告書であげてくるのか。 現状の交通の流れや渋滞箇所を把握しながら、 どこから整備すればまず大きな渋滞を回避できる か等を検討し、優先順位をつけることとなる。

### 《評価》

| 【事案5】30市単圏推委第3号(仮称)つくばスマートIC補償算定業務委託                   |                           |  |
|--|---------------------------|--|
|  |                           | 《条件付き一般競争入札》 電子入札  |
| 開札日  | 令和元年(2019年)8月             | 22日  |
| 主管課  | 建設部 道路整備課                 |  |
| 種別   | 補償関係コンサルタント               |  |
| 入札者数   | 6者(参加申請:7者)               |  |
| 予定価格   | 2,900,000円(税抜き)           |  |
| 落 札 額  | 2,330,000円(税抜き)           |  |
| 落札率  | 80.34%                    |  |
| 質問・  | 意見                        | 回答・説明  |
| 僅差で決まったという印象になるものなのか。<br>また、大半は人件費と考えて                 |                           | 参加者が少ないということもあるが、各者同じような方法で積算を行っているのではないかと推測される。<br>また、大半は人件費であり、積算は茨城県の歩掛けを用いている。   |
| 予定価格と落札価格で2°れは予定価格の積算においしっかりやってもらいたいともしくは事業者の方が価格のか。   | いては、資格者を入れ<br>いう意図があったのか、 | 推測ではあるが、後者であると思う。今回の参加<br>者は業務に慣れていると考えられ、内容がほぼ人<br>件費であるため、内容を熟知しているものが少しで<br>も早く済ませて価格を抑えているというようなことで<br>はないかと推測する。                              |
| 参加可能者数が93者に対いないとなると、仕事として、単価が安すぎるのか。公正もう少し単価を上げる必要が思う。 | 魅力がないのか、又は<br>に競争するのであれば  | 業務量が比較的少なく安価な契約額の業務に補償業務管理士を1人配置するため、魅力がないのではないかと推測できる。積算については茨城県のシステムを用いており、補償業務管理士を配置するため割増しという積算は行っていないが、茨城県労務単価の技師単価を用いて積算しているので適正価格であると考えている。 |
| 変更調書で墳墓及び工作要になったとあるが、当初にに入ったら出てきたのか。                   |                           | 実際に補償算定業務に入ってから埋設物がある<br>ことが分かったため、工期を延長し、その移転費の<br>算定費用も追加となった。   |

| 今回の報告を受け地権者との交渉に入ると思う | 補償算定で積算した金額であることを説明させて  |
|-----------------------|-------------------------|
|                       |                         |
| が、交渉が進まない場合はどうするのか。   | いただき、ねばり強く交渉させていただくこととな |
|                       | Z .                     |

| 【事案6】31つくば市庁舎コミュニティ棟受付業務委託                               |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  | 《条件付き一般競争入札》 電子入札  |  |
| 開札日  | 平成31年(2019年)4月   | 19日  |  |
| 主管課  | 市民部 文化芸術課  |  |  |
| 種別   | 業務委託   |  |  |
| 入札者数   | 12者(参加申請:12者)  |  |  |
| 予定価格   | 4,829,000円(税抜き)  |  |  |
| 落札額  | 1,678,000円(税抜き)  |  |  |
| 落札率  | 34.75%   |  |  |
| 質 問・   |  | 回答・説明  |  |
| 大半の入札者は予定価<br>いるが、落札者はなぜ予定<br>価格で入札できるのか。                | The state of the s | 聞き取りによると、単体で見れば赤字の部分が想定されたが、当該落札者は本庁舎の業務を受注しており、それらの業務を含め事業全体で考え賃金や社会保障費等は確保した上で今回の価格で入札したとのことである。 |  |
| サービスの質の確保は期  | けできるのか。  | 市民の方に対し業務低下がないように日常的に業務報告を受けている。また、実際に苦情等はない。  |  |
| 本庁舎とコミュニティ棟とけることの合理性はどうなの担当し全体としてのコストが括で入札にかけた方が合理       | Dか。同じ業者が両方を<br>ド下がるのであれば、一   | コミュニティ棟については職員の増加により急遽<br>昨年建築したものである。また、現状の管理が財務<br>部と市民部で分かれている状況であるため、今後<br>検討する部分があると思う。       |  |
| 本庁舎の受付業務は複複うだが、コミュニティ棟の受行うのか。                            | , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,  | 本庁舎との整合が整っていない部分もあるため、<br>将来的には本庁舎の複数年契約が切れる頃に調<br>整していく必要はあると考えている。                               |  |
| 業務内容としては資格を<br>はどのような基準に基づい<br>定価格が高いため、入札信<br>ではないかと思う。 | て設定しているのか。予  | 受付業務の実績がある市内事業者3者から見積もりを徴し平均をとり、積算している。また、業務内容が複雑な部分があるためその業務については単価を若干高く設定している。                   |  |

全く今まで関与のない事業者が低価格で割り込 んできたら混乱の原因になると思うが、本庁舎の業|端に低くなることはなかった。今回のみ極端に低い 務を請け負っている事業者が、無理をして入札し てきたような説明だったため、長期にわたりこの状 況が続くことは健全ではないと思うが。

業務委託の形態や範囲を調整し、適正価格で適 正業務を行ってもらう方が合理的ではないかと思

その後の同業務の入札においては、落札率が極 結果だった。

今回の契約は最低制限価格は設けないのか。ど ういった契約に最低制限価格を設けるのか。

最低制限価格は、建設工事は予定価格が1億円 以下の契約、測量・建設コンサルタントは全ての契 約、役務業務は清掃、施設の総合管理、樹木管 理、草刈りについて設けている。今後入札結果を 見ながら必要に応じて拡充を図っていこうと思って いる。

今回の案件と同じようなことが続くようであれば最低 制限価格を設けなければならないと思うが、その後 の同業務の入札においては落札率は90%近くで 通常の入札と同じようになっているところもあるた め、少しを様子を見たうえで検討していきたいと 思っている。

#### 《評価》

| 【事案7】31市税督促状  | (圧着はがき)印刷業務                               |   |
|---|---|---|
|   |   | 《条件付き一般競争入札》 電子入札   |
| 開札日   | 平成31年(2019年)4月                            | 19日   |
| 主管課   | 財務部 納税課                                   |   |
| 種別  | 印刷請負業務                                    |   |
| 入札者数  | 4者(参加申請:4者)                               |   |
| 予定価格  | 1,800,000円(税抜き)                           |   |
| 落 札 額   | 870,000円(税抜き)                             |   |
| 落札 率  | 48.33%                                    |   |
| 質問・   | 意 見                                       | 回答・説明   |
| 過去に同様な業務の発活をの事業者はどこで、単価   |   | 昨年も発注しており、今回と同じ落札者が昨年も落札し、単価は1枚当たり5.74円であった。  |
| 市の積算では単価が1枚<br>定価格が高いのではないの   |   | 3者から見積もりを徴し、予定価格を算出している<br>ため適正価格であると考える。   |
| 見積もりの金額はあくまで<br>合の金額で、様式さえ変わ<br>はかなり格安に入札できる。<br>と思う。入札は新たに受ける<br>予定価格と入札価格に開き<br>を得ないのか。 | らなければ2回目以降<br>という構造になっている<br>るという前提からすると、 | 入札結果を見据えて予定価格を大きく引き下げて設定してしまうと不調になってしまう可能性があるため、慎重に対応しないといけないと考えている。また、昨年4月から、積算の基準の定めがないものについては3者から見積もりを徴し平均をとるが、平均値から上下30%を超えるものについては異常値として棄却するという方法を採用している。仮に入札価格と同程度の見積もりが提出されたとしても、他社の見積もりが従来通りであれば棄却される可能性もある。現在は社会情勢に応じた適正な価格ということで平均値を用いる積算基準というのが主流となっているため、そのような運用を図っているところである。 |
| 公印のデータは回収して   | いるのか。                                     | データではなく、実際に紙に公印を押したものを<br>渡しており、終了後は回収している。   |
| 写真製版で事業者は版を<br>版の回収は行わないのか。   | と作成していると思うが、                              | 紙で渡している印影は間違いなく回収しているが、版の回収については確認をとっていない。  |

契約書において、公印の入った部分については | 今後は流用などが行われないような擁護策を取り 原版データを消去するという条文を設けた方が良 いのではないか。消去の証明はできないが、市の 信頼は法制度上は保たれるという構造になってくる と思う。

たいと思う。

### 《評価》